平成２１年（フ）第２２５号
福岡県大牟田市住吉町４番地８クローバーマンション大牟田Ⅱ802号
債務者　野田　芳弘
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３３２号
福岡県久留米市西町1005番地13　ヒデ・コーポ205号
債務者　宮崎　誠次
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３３４号
福岡県小郡市小郡1347番地１―311号室
債務者　近見　智美
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２０年（フ）第３８２号
大分市大字宮苑69番地の２モンテ・ローザＡ102
債務者　田川　純子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２０年（フ）第７３１号
大分県別府市石垣西７丁目３番14号、申立時の住所大分県別府市上田の湯町17番12号
債務者　大久保道子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１２１号
宮崎県都城市高崎町縄瀬2525番地
債務者　増田　幸光
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１５２号
宮崎県小林市大字真方355番地12、住民票上の住所宮崎県小林市大字細野2056番地４
債務者　谷口　雄司
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１６７号
宮崎県都城市下川東２―3341　レオパレスリリエンベルグ210号室、住民票上の住所宮崎県都城市千町5236番地
債務者　島本　暁子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１６８号
宮崎県都城市下川東２―3341　レオパレスリリエンベルグ210号室、住民票上の住所宮崎県都城市千町5236番地
債務者　島本　貴史
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１１１号
鹿児島県奄美市名瀬古田町８番26号
債務者　中　　一郎
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１１５号
鹿児島県奄美市名瀬小俣町９番１号第２泉二ビル302号
債務者　平　瑠美子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１３２号
鹿児島県伊佐市大口里2810番地１　市営高校西団地４―401
債務者　神川美江子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１３３号
鹿児島県霧島市国分名波町17番16号
債務者　野口　勇人
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１３６号
鹿児島県姶良郡姶良町脇元456番地12
債務者　古市　弘子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第２０７号
沖縄県那覇市田原３丁目２番地１　小禄市営住宅１―503
債務者　鉢嶺　昌子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２０年（フ）第８７６号
岐阜市鷺山東２―７―25―202森ビル２Ｂ、住民票上の住所岐阜市則武中１丁目18番16号エル臼井202号室
債務者　廣田　湖美
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４２９号
岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町２丁目368番地２
債務者　石黒　晃一
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
岐阜地方裁判所